

山梨県公報

号外第四十八号

平成十八年

九月一日

金 曜 日

目 次

平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………
平成十八年度後期技能検定の実施……………

公 告

● 平成十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の
とおり公表する。
平成十八年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六二三・四一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二三・三六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一・九一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八〇二・九一ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四六・四七ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	三・六四ヘクタール
韮崎地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一八一・二二ヘクタール

韮崎地区土砂流出防備保安林
 多摩川上流水源かん養保安林
 多摩川上流水源かん養保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林

五七五・六八ヘクタール
 七三二・〇二ヘクタール
 一六・八八ヘクタール
 一五五・六一ヘクタール
 一四五・五一ヘクタール
 一二四・三〇ヘクタール
 一七四・〇四ヘクタール

● 平成十八年度後期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項
の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成十八年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金
 めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組
 立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内
 燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、
 紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造(学科試験のうち、受検者が選択す
 る科目にあつては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目に
 あつては、薄板ばね製造作業に限る。)、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半
 導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、
 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(学科試験
 のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験の
 うち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服縫製作業に限る。)、和裁、
 寝具製作、石材施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加
 工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工作業に限
 る。)、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらびき、配管、型枠施工、鉄筋施工
 (実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。)、
 コンクリート圧送施工、防水施工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつ

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 112 263 851"> <p>1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製</p> </td> <td data-bbox="263 112 343 851"> <p>検 定 職 種</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 851 263 1097"> <p>平成十九年二月十八日(日)</p> </td> <td data-bbox="263 851 343 1097"> <p>実施期日</p> </td> </tr> </table>	<p>1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製</p>	<p>検 定 職 種</p>	<p>平成十九年二月十八日(日)</p>	<p>実施期日</p>	<p>ては、アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業に限る。)、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き法及び機械製図CAD法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。)、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装</p> <p>3 三級 機械検査、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図</p> <p>4 単一等級 電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工</p> <p>二 試験の方法 実技試験及び学科試験</p> <p>三 日程等</p> <p>1 実技試験 実施期日 平成十八年十一月二十四日(金)から平成十九年二月十八日(日)までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。</p> <p>(二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。</p> <p>(三) 問題の公表 平成十八年十一月十七日(金)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。</p> <p>2 学科試験 (一) 実施期日</p>
<p>1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製</p>	<p>検 定 職 種</p>				
<p>平成十九年二月十八日(日)</p>	<p>実施期日</p>				
<p>四 受検申請の手続 1 提出書類 (二)(-) 技能検定受検申請書 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする場合は、その資格を証する書面</p>	<p>造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験及び内燃機関組立て</p> <p>1 一級、二級及び三級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装</p> <p>2 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工</p> <p>3 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>1 一級、二級及び三級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図及びプラスチック成形</p> <p>2 単一等級 電子回路接続及び枠組壁建築</p> <p>実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター</p> <p>平成十九年二月十一日(日)</p>				

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 特級

検定職種	手数料
全職種	一万五千七百円

(2) 一級、二級、三級(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検定職種	手数料
さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、寝具製作、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、塗装、電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工、内燃機関組立て及びプラスチック成形	一万五千七百円
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千円
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図及び電気製図	一万千五百円

(3) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検定職種	手数料
電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機	一万五百円

関組立て、冷凍空調和機器施工、プラスチック成形、建築大工及び配管

機械検査

和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

関組立て、冷凍空調和機器施工、プラスチック成形、建築大工及び配管	七千七百円
機械検査	八千七百円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	七千七百円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十八年九月二十五日(月)から同年十月六日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号)の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたものを同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成十九年三月十三日(火)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。